

報道関係各位

## 件 名 学校閉庁日について

### 1 概要

平成29年12月26日に文部科学大臣が決定した「学校における働き方改革に関する緊急対策」において、教職員の勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置として、長期休業期間において年次有給休暇を確保できるように一定期間の学校閉庁日の設定を行うことを促すこととされたところです。

これを踏まえ、教職員の健康の保持増進等に向けた働き方改革の一環として、以下の内容で実施してまいります。

### 2 内容

#### (1) 目的

学校の長期休業期間（夏休み、冬休み）において、教職員の健康増進及び休暇取得促進とともに、夏冬の省エネルギーを図るため、飯能市立小・中学校及び名栗幼稚園の閉庁日を設ける。

#### (2) 閉庁日

8月12日から8月16日までの5日間並びに、12月28日及び1月4日とする。ただし、土、日曜日等が含まれる場合は、新たな閉庁日を設けない。

#### (3) その他

- ①学校は教職員が不在となるため、緊急の場合は、飯能市教育委員会学校教育課へ連絡するものとする。
- ②市費による一般職非常勤職員においては、この期間を「勤務を要しない日」とする。

担当者 学校教育課長 中井  
連絡先 TEL 042-973-3018